



議案第百三十三号

大瀬地区農道整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び

方法について

次のとおり大瀬地区農道整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一、 工事名称

大瀬農道新設工事

二、 工事場所

東伯郡三朝町大字大瀬地内

三、 経算の賦課基準

昭三六、〇〇〇円（一〇a当り）

四、 徴収の時期

昭和四十九年二月十日から昭和四十九年三月二十日まで

五、 徴収の方法

金等とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十

八号）の例による。